

## 「なら四季彩の庭」見える化事業業務委託仕様書

### 1 適用

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「なら四季彩の庭」見える化事業業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

平成26年3月に策定した『奈良県植栽計画（「なら四季彩の庭」づくり）』（以下「植栽計画」という。）について、県・市町村・地元団体・企業等、様々な主体が進捗状況を認識し、先進事例などの情報を共有するとともに、同じアングルで撮影した写真の経年変化をたどる等の方法で、成果を見える化するホームページを作成する。また、一般の県民の方々が、改めて奈良の美しい景観の魅力を発見し、景観づくりへの機運醸成を図るため、県、市町村の整備事業の成果や地元団体の活動内容を、周辺の写真や見所とともに発信する。

### 3 業務概要

本業務の項目は、次のとおりである。

- (1) 計画・準備
- (2) ホームページの企画・立案・制作
- (3) コンテンツの企画・立案・制作
- (4) コンテンツの素材調達（取材、写真撮影含む）
- (5) 操作マニュアルの作成及び操作研修の実施
- (6) 打合せ協議

### 4 業務詳細

本業務の詳細は、次のとおりである。

- (1) 計画・準備
  - 業務実施にあたり、実施内容及び作業工程を示した業務計画書の作成
- (2) ホームページの企画・立案・制作
  - ① ホームページは奈良県公式ホームページ内に掲載すること。
  - ② 奈良県が導入しているコンテンツ・マネージメント・システム「i-SITE PORTAL」（以下、「CMS」という。）の機能と特徴を最大限活用したホームページを構築すること。（乙の負担により、「i-SITE PORTAL」で作業できる開発環境を用意すること。）
  - ③ スマートフォン及びタブレット等の携帯端末にも対応したホームページを制作すること。
  - ④ 利用者が必要な情報に短時間でアクセスでき、新着情報欄、サイトマップ等を作成するなど、見やすく使いやすいものとする。
  - ⑤ データの追加、修正、更新を容易に行うことができること。
  - ⑥ 検索エンジンにヒットしやすいページとすること。
- (3) コンテンツの企画・立案・制作
  - ① トップページは各ページやコンテンツの内容及び更新情報が直感的に分かるような構成とすること。
  - ② 植栽計画の概要を掲載すること。
  - ③ 植栽計画の54エリアの整備方針図について、Google Map等を利用し、約350箇所ある整備箇所（未整備箇所も含む）の位置をわかりやすくするとともに、整備前及び整備後の写真、周辺の写真を見ることができるよう工夫して掲載すること。原則として写真データは甲が提供する。また、整備箇所について、市町村別、実施主体別などで検索できるようにすること。また、奈良県景観資産（H29年2月現在、138箇所）や植栽計画をPRするプレート（平成29年2月現在 26箇所設置済み）の位置も地図上に示す等で紹介すること。  
※約350箇所の整備箇所毎の進捗状況について、甲が作成しているエクセルデータ（別添例参照）を提供する。  
※植栽計画の内容については 奈良県植栽計画について <http://www.pref.nara.jp/35018.htm>を参照すること。

- ④ 地元団体や企業等の関連団体の活動や県、市町村の事業内容を写真撮影し紹介すること。撮影箇所は約10箇所（15日程度）を想定している。
- ⑤ 各パンフレットの電子データを掲載すること。
- (4) コンテンツの素材調達  
奈良県が提供する場合を除き、各ページやコンテンツに掲載する素材の調達については、原則、乙が対応すること。
- (5) 操作マニュアルの作成および操作研修の実施
  - ① 担当職員（県職員）向けの編集・更新マニュアルを作成すること。
  - ② 担当職員（県職員）に対する操作研修を実施すること。
- (6) 打合せ協議
  - ① 本業務を遂行するにあたり、乙は業務内容及び業務実施スケジュールについて速やかに甲と打合せを実施すること。
  - ② 甲と乙は、業務実施スケジュールに応じて、随時（1ヶ月に1～2回程度）打合せを実施するものとし、甲が打合せを指示した場合は、乙は随時速やかに応じること。
  - ③ 乙は、各回の打合せごとに議事録を作成し、甲の確認を受けること。

## 5 ホームページ作成にあたっての留意事項

- (1) 平成30年2月1日までに公開を行うことを目途とし、公開後、契約期間中はプレートの設置場所の追加など更新作業を行う。
- (2) 奈良県サーバへのホームページ構築は、奈良県担当課（広報広聴課）及びサーバの保守管理を担当する事業者と協議し、障害が発生しないよう入念な調整を行うこと。
- (3) 奈良県ホームページガイドラインに準拠し、ウェブアクセシビリティを最大限確保し、次に掲げる項目も含め幅広い人々の利用に配慮すること。
  - ① 視力障害者の文字を拡大して閲覧
  - ② 色覚障害者の閲覧
  - ③ 操作補助機器を利用した肢体不自由者の閲覧
  - ④ 低速通信回線での閲覧
  - ⑤ 低解像度での閲覧
  - ⑥ OS、ブラウザ等の機種やバージョンが異なる場合の閲覧（括弧内はバージョン）  
原則として、インターネットエクスプローラー（7.0以上）、Firefox（2.0以上）、Safari（3.0以上）、Google Chrome（2.0以上）、Opera（最新版）で支障なく利用できること。携帯電話あるいは携帯端末（例：iPhone、Android、Windows、Mobileなど）からアクセスできること。なお、対応バージョンについては、原則としてサポートされているものを対象とするが、甲と乙で協議のうえ決定する。
  - ⑦ 快適に閲覧できるよう、背景と文字のコントラスト（対比）は十分確保すること。
  - ⑧ 表示画面はできるだけ横スクロールを発生させないようにすること。
  - ⑨ 利用者側で文字の大きさを変更できるよう、フォントの指定（書体・サイズ）は基本的に行わないこと。
  - ⑩ 1ファイルにつき5MB以上の容量となる場合は、事前に奈良県と協議すること。
  - ⑪ AdobeFlashを用いたコンテンツは利用しないこと。

## 6 開発環境

- (1) 設計・開発等については、乙において開発環境を用意すること。
- (2) 本業務を実施するうえで必要となる機材については、乙において準備することとし、その所用経費は契約金額に含まれるものとする。

## 7 瑕疵担保責任

- (1) 成果物の納品日から起算して1年以内に障害が発生した場合、乙は速やかに原因究明に協力すること。
- (2) 乙は上記（1）について、発生した事態の具体的内容、原因、対処措置等を内容とする報告書を作成のうえ、甲が指定する期日までに提出すること。
- (3) 乙は上記（1）について、究明した原因を修正するため、必要なプログラム、データ等を納入

済みのコンテンツ、開発ドキュメント等へ適用するとともに、正常な稼働が確認できるまで必要な調整を行うこと。

## 8 貸与資料

本業務を実施するうえで必要な行政資料は、甲が貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

## 9 秘密の遵守

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果物については、乙は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

## 10 個人情報に関する取扱い

本業務において、個人情報の取扱いのある場合は以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 本件業務にて利用する個人情報については、その必要性を充分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。
- (2) 本件業務にて利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- (3) 本件業務にて利用する個人情報については、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じるとともに、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正が出来るものとする。
- (4) 個人情報については収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
- (5) 上記に定めるもの以外については、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月30日条例第32号）に基づき取り扱うものとする。

## 11 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、乙の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。

なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について甲と十分事前協議を行うこととする。

## 12 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 乙は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

## 13 発注・納期等

### (1) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

### (2) 発注

企画提案において、最も優秀と認められる提案を行った者を特定し、当該被特定者と奈良県契約規則等に準じて必要な協議を行ったうえで、業務委託契約を締結し、本業務を発注する。

### (3) ホームページ公開日（予定）

平成30年2月1日（木）（ただし、事前にテスト運用期間を設けること。）

### (4) 納期

平成30年3月31日

### (5) 成果物

- ・ホームページ設計書（サイト構成図、ファイル一覧など）
- ・コンテンツ
- ・操作マニュアル
- ・議事録一式

(6) 納品場所

奈良県くらし創造部景観・環境局 景観・自然環境課

1.4 契約満了時の作業（データ保存、データ完全消去等）

- (1) 委託業務終了時には、情報・データの提供や打合せに応じること。
- (2) サーバ内のデータについて消去作業を実施すること。

1.5 その他事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を甲に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 仕様変更について

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 公契約条例に関する遵守事項について

乙は、奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

(4) その他

本仕様書に記載されていない事項については、甲の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。

**公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）**

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。